

(証券コード 6651)  
平成28年6月7日

株 主 各 位

愛知県長久手市蟹原2201番地

**日東工業株式会社**

取締役社長 佐々木 拓郎

## 第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

本年4月の熊本地震により被災されました皆様には、心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」の記載内容をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成28年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送いただくか、同期限までにインターネットによる議決権行使を行っていただきますようお願い申しあげます。

詳細につきましては、3～4頁の「議決権行使方法についてのご案内」をご覧ください。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県長久手市蟹原2201番地  
当社本店 会議室

### 3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第68期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第 1 号 議 案 剰余金の処分の件  
第 2 号 議 案 定款一部変更の件  
第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第 4 号 議 案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第 5 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

第 6 号 議 案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件  
第 7 号 議 案 会計監査人選任の件

以 上

- 
- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ・当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
  - ・添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nito.co.jp/>）において修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ・定時株主総会終了後、商品展示室「PLAZA NEXTA」へのご案内を予定しております。引き続きご参加いただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使方法についてのご案内

▶ 下記 3 つの方法がございます。

### ● 株主総会へのご出席



株主総会開催日時

平成28年 6月29日 (水曜日)  
午前10時

<受付は午前9時に開始いたします>

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。  
また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申し上げます。

※代理人による議決権のご行使は、議決権を有する株主様1名に委任する場合に限られます。

なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

※当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましては  
軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

### ● 郵送によるご行使



行使期限

平成28年 6月28日 (火曜日)  
午後5時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう  
ご返送ください。

### ● インターネットによるご行使



行使期限

平成28年 6月28日 (火曜日)  
午後5時行使分まで

当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否を  
ご登録ください。

【議決権行使ウェブサイト】 <http://www.it-soukai.com/>

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。

▶「インターネットによる議決権行使について」は次頁をご参照ください。

### 機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議決権のご行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で議決権をご行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- インターネットにより議決権行使を複数回された場合には、最後にご行使されたものを有効なものとして取り扱います。

## ● インターネットによる議決権行使について ●



行使期限

平成28年6月28日(火曜日)  
午後5時行使分まで

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<http://www.it-soukai.com/>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

### ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

以降は画面の案内に従って  
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

電話番号 **0120-768-524** (フリーダイヤル)

(ご利用時間 午前9時～午後9時(土・日・祝日を除く))

(添付書類)

## 事業報告 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種政策効果により企業収益や雇用環境の改善が進みましたが、中国経済の減速や米国利上げペースの後退観測が台頭したことをきっかけに、これまでの円安・株高の流れが変わり始めたことで、企業収益の先行きに不透明感が増すなど、景気下振れリスクが高まる状況となりました。

当業界におきましては、新設住宅着工戸数や機械受注は持ち直しの兆しをみせましたが、民間非居住建築物棟数は弱い動きで推移しました。また、太陽光発電設備の導入ピッチは鈍化傾向を続けるなど、総じて先行き懸念が強まる事業環境となりました。

このような情勢下にあって当社グループは、子会社の業績は底堅く推移したものの、太陽光発電関連製品の売上が減少したほか、企業の設備投資が伸び悩んだため既存市場の売上が力強さに欠ける動きとなったことから、売上高は108,463百万円と前期比1.3%の減収、営業利益は11,264百万円と前期比18.7%の減益、経常利益は10,937百万円と前期比22.7%の減益となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した減損損失要因が消失したことにより、7,402百万円と前期比0.2%の増益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

#### ① 配電盤関連製造事業

##### (イ) 配電盤部門

配電盤部門につきましては、従来市場における高圧受電設備の販売が底堅く推移したほか、エネルギーマネジメントシステムに関連した住宅用分電盤の売上が増加しましたが、太陽光発電に関連した接続箱・集電箱などの売上が減少した結果、売上高は45,007百万円と前期比4.3%の減収となりました。

#### (ロ) キャビネット部門

キャビネット部門につきましては、WEB機能を活用した当社独自システムによる短納期・高品質の穴加工キャビネットの売上が増加したほか、自立キャビネットの売上が堅調に推移しましたが、システムラックの売上が減少した結果、売上高は21,642百万円と前期比5.6%の減収となりました。

#### (ハ) 遮断器・開閉器部門

遮断器・開閉器部門につきましては、エネルギーマネジメントシステムに関連した電源切替開閉器の売上が増加しましたが、子会社における海外向け機器の売下が下期にかけ伸び悩んだ結果、売上高は5,014百万円と前期比2.5%の減収となりました。

#### (ニ) パーツ・その他部門

パーツ・その他部門につきましては、政府の補助金を背景にEV・PHEV用充電スタンドの売上が増加したほか、他製品と盤用パーツのセット販売に取り組んだ結果、売上高は6,403百万円と前期比7.2%の増収となりました。

以上の結果、配電盤関連製造事業の売上高は、78,067百万円と前期比3.7%の減収、セグメント利益（営業利益）は10,269百万円と前期比19.9%の減益となりました。

### ② 情報通信関連流通事業

情報通信関連流通事業につきましては、主力製品であるネットワーク機器やLANケーブルの売上が堅調に推移したほか、監視カメラ関連製品の売上が増加しました。しかし、携帯電話キャリア各社の投資抑制に伴う関連商材の売上が減少し、人件費等の固定費が増加した結果、売上高は27,617百万円と前期比6.0%の増収、セグメント利益（営業利益）は870百万円と前期比8.0%の減益となりました。

### ③ 工事・サービス事業

工事・サービス事業につきましては、EV・PHEV用充電スタンドの販売・施工に関連した売上が減少したものの、保守メンテナンスサービスに関連した売上は増加しました。また、電気設備工事の売上が堅調に推移したほか、防災関連機器設置工事案件の売上が大幅に増加した結果、売上高は2,778百万円と前期比3.1%の増収、セグメント利益（営業利益）は132百万円と前期比68.7%の増益となりました。

## (2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の主なものは、生産設備の更新や金型の取得・更新のほか、名古屋工場の研究開発センターにおける空調設備の更新工事などであり、総額約29億円の設備投資を実施しています。

なお、設備投資に要した資金は、全額自己資金によって充当しています。

## (3) 対処すべき課題

わが国を取り巻く経済環境は、世界経済全体に広まる不透明感や円安・株高の流れが変わり始めたことなどにより企業の景況感が悪化傾向を示すなど、景気下振れリスクが高まる状況となっています。

当業界におきましては、民間非居住建築物棟数は弱い動きで推移しており、太陽光発電設備の導入ピッチは鈍化傾向を続けるなど、総じて先行き懸念が強まる見通しとなっています。

こうした状況のなか、更なる顧客志向企業への変革を進め、お客様にご満足いただける新たな価値を提供するために、最重要施策を5つ掲げています。

### 1 信頼される標準品ベースのソリューションカンパニーになる

お客様との関わり方により区分した「標準品ビジネス」「案件ビジネス」「サプライヤービジネス」のそれぞれをしっかりと確立し、市場変化に強い事業基盤を目指します。

特に、更なる成長のためにはサプライヤービジネスの推進が不可欠であり、本ビジネスを通じた組織能力の向上に尽力します。また、この取り組みにより得られた経験を標準品ビジネス、案件ビジネスへ展開することで、技術力・提案力の強化にも繋げていきます。

### 2 盤・キュービクルのリーディングカンパニーとして新たな価値を提供し続ける

当社の中核事業である配電盤・キュービクル事業の基盤を強化し、更なる成長を目指します。

当事業におきましては、短期的な売上確保で終わるのではなく、お客様との長期的な信頼関係を構築することで、持続的な事業成長を実現させます。そのために、特長ある製品開発・サービスの提供を行うとともに、顧客対応力向上に向けた教育の実施など、組織能

力の向上にも注力します。

また、株式会社新愛知電機製作所・株式会社大洋電機製作所との連携を強化・加速させ、価値の提供範囲を配電盤の標準品市場から配電盤の全市場へと拡大していくとともに、南海電設株式会社を核としたフィールドサービスの構築にも取り組みます。グループ会社の知識・経験を結集し、「盤プロフェッショナル企業集団」として、新たな価値を提供していきます。

### 3 日東工業グループとして、新たなビジネスモデルの構築に積極的にチャレンジしていく

平成27年11月より、当社グループにシンガポールの配電盤・制御盤メーカーである Gathergates Group Pte Ltd (以下「Gathergates社」) が加わりました。グローバル化する日系企業および急成長する東南アジア市場へ貢献できるよう、Gathergates社を核としたビジネス活動を展開し、新たな価値の創造に取り組んでいきます。

また、日本国内におきましては、電力の自由化、電動車両の普及、環境問題、IoT・人工知能などの技術革新といった、当社が関わる分野においてさまざまな環境変化が起こっています。本年3月に新設した新規事業企画室を中心に、これまでに培った技術力・提案力を活かし、これらの市場機会に対して積極的に取り組んでいきます。

### 4 現場力を鍛え、品質・コスト・スピードを卓越させる

更なる顧客志向企業への変革を進めるうえでは、圧倒的な業務効率性とコスト優位性を実現する現場力の構築を、事業戦略と並行して推し進める必要があります。現状に満足せず、「すべてはお客様のために」の思想のもと、品質・コスト・スピードを追求し続けます。また、創造的で革新的な企業風土への変革を目指し、固定概念に捉われない業務の改革ならびに新規事業や新技術獲得に繋がる活動を推進していきます。

5 持続可能な経営システムを構築し、時代の変化に柔軟な対応を可能にする

コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行することを株主総会に諮ることとしました。取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し透明性の高い経営を実現します。

当社グループはこうした施策により、「電気と情報を明日へつなげる価値創造企業グループ」としてより多くのお客様のニーズにお応えし、企業価値の向上に取り組んでいきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願いいたします。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第65期 平成25年3月期	第66期 平成26年3月期	第67期 平成27年3月期	第68期 (当連結会計年度) 平成28年3月期
売 上 高 (百万円)	77,225	101,215	109,837	108,463
経 常 利 益 (百万円)	8,931	11,418	14,146	10,937
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	5,129	7,153	7,390	7,402
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )	129.17	178.12	183.29	183.00
総 資 産 (百万円)	83,762	89,326	95,577	100,106
純 資 産 (百万円)	64,535	70,442	74,926	79,146

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としています。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 第65期につきましては、太陽光発電システム関連製品の拡販や情報通信市場への積極的なアプローチを図り、コスト削減・業務効率化等に注力した結果、増収増益となりました。また、第65期よりサンテレホン株式会社、タキオン株式会社および南海電設株式会社が新たに連結対象となりました。
4. 第66期につきましては、好調な太陽光発電システム関連製品の売上が増加したほか、エネルギーマネジメントシステム市場への製品展開に尽力しました。また子会社のサンテレホン株式会社および南海電設株式会社の業績が寄与した結果、増収増益となりました。また、第66期より日東工業(中国)有限公司が新たに連結対象となりました。
5. 第67期につきましては、太陽光発電システム関連製品の受注活動を着実に継続し、EV・PHEV用充電スタンドの導入拡大にも取り組みました。また、エネルギーマネジメント市場への製品提案活動に尽力したほか、子会社であるサンテレホン株式会社の業績が好調に推移した結果、増収増益となりました。また、第67期より株式会社大洋電機製作所が新たに連結対象となりました。
6. 第68期の状況につきましては、前記(1)事業の経過およびその成果に記載のとおりです。なお、当連結会計年度よりNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTDおよびGathergates Group Pte Ltdが新たに連結対象となりました。

## (5) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会 社 名		資 本 金	出資比率	主要な事業内容
国 内	株式会社新愛知電機製作所	240 <small>百万円</small>	100.0 %	電気用諸機械器具の設計、製造、販売、修理等
	東北日東工業株式会社	50	100.0	電気機械器具ならびに部品の製造
	株式会社大洋電機製作所	50	100.0	産業機械用制御システム、ソフトウェア等の製造・販売
	株式会社キャドテック	30	100.0	配・分電盤、制御盤等の設計・製図
	日東スタッフ株式会社	10	100.0	業務請負、労働者派遣
	サンテレホン株式会社	490	※100.0	情報通信機器の仕入、販売
	タキオン株式会社	20	※100.0	情報通信機器の仕入、販売
	南海電設株式会社	100	100.0	情報通信ネットワーク事業、電気設備事業等
海 外	日東工業(中国)有限公司	255 <small>百万人民元</small>	100.0	キャビネット・パーツ類等の製造、販売
	ELETTO(THAILAND)CO.,LTD	400 <small>百万タイパーツ</small>	100.0	電気機械器具ならびに部品の製造、販売
	Gathergates Group Pte Ltd	5 <small>百万シンガポールドル</small>	100.0	分・配電盤、制御盤、メーターボックスの製造、販売
	NITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTD	6 <small>百万タイパーツ</small>	49.0	当社製品の輸入品販売および現地生産品販売 日本・海外企業製品の仕入れ販売

(注) 1. ※印は、間接所有の株式を含みます。

2. 平成27年7月1日よりNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTDを当社の連結対象としました。

3. 平成27年11月30日付でGathergates Group Pte Ltdの株式を取得し、当社の連結対象となりました。

### ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な事業内容

事業区分	部門	主要製品・事業
配電盤関連製造事業	配電盤	高圧受電設備、分電盤、ホーム分電盤、光接続箱等
	キャビネット	金属製キャビネット、樹脂製ボックス、システムラック等
	遮断器・開閉器	ブレーカ、開閉器等
	パーツ・その他	熱関連機器、パーツ、充電スタンド等
情報通信関連流通事業		情報通信機器および部材の仕入、販売等
工事・サービス事業		電気設備、ネットワークシステムの設置、保守等の工事事業

## (7) 主要な営業所および工場

事業区分	名 称	所 在 地	
配電盤 関連製造事業	当 社	本 社	愛知県長久手市蟹原2201番地
		営 業 所	東京、横浜、さいたま、つくば、仙台、札幌、名古屋（愛知県長久手市）、静岡、金沢、大阪、京都、高松、広島、福岡等
		工 場	名古屋（愛知県長久手市）、菊川（静岡県菊川市）、掛川（静岡県掛川市）、磐田（静岡県磐田市）、中津川（岐阜県中津川市）、唐津（佐賀県唐津市）、栃木野木（栃木県下都賀郡）
		株式会社新愛知電機製作所	愛知県小牧市
		東北日東工業株式会社	岩手県花巻市
		株式会社大洋電機製作所	愛知県名古屋市
		株式会社キャドテック	愛知県長久手市
		日東スタッフ株式会社	愛知県長久手市
		日東工業(中国)有限公司	中国浙江省嘉善県
	ELETTO(THAILAND)CO.,LTD	タイ王国アユタヤ県	
	Gathergates Group Pte Ltd	シンガポール共和国	
情報通信 関連流通事業	サンテレホン株式会社	東京都中央区	
	タキオン株式会社	東京都中央区	
	NITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTD	タイ王国バンコク都	
工事・ サービス 事業	南海電設株式会社	大阪府大阪市	

(注) 当連結会計年度よりNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTDおよびGathergates Group Pte Ltdを新たに追加しています。

## (8) 従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減数
配電盤関連製造事業	2,840名	455名増
情報通信関連流通事業	214名	18名増
工事・サービス事業	103名	5名減
合計	3,157名	468名増

- (注) 1. 従業員数には当社グループ外への出向者および臨時従業員は含まれていません。
2. 当連結会計年度よりNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTD (12名) およびGathergates Group Pte Ltd (317名) が新たに連結対象となりました。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 96,203,000株
- (2) 発行済株式の総数 43,000,000株 (自己株式2,537,900株を含む)
- (3) 株主数 5,821名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
名東興産株式会社	6,918 <sup>千株</sup>	17.1 <sup>%</sup>
日東工業取引先持株会	1,694	4.2
明治安田生命保険相互会社	1,586	3.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,269	3.1
有限会社伸和興産	1,050	2.6
株式会社みずほ銀行	1,000	2.5
みずほ信託銀行株式会社	842	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	837	2.1
公益財団法人日東学術振興財団	779	1.9
日東工業社員持株会	777	1.9

- (注) 1. 当社は自己株式2,537千株を所有していますが、上記の大株主から除いています。
2. 持株比率につきましては、自己株式を控除して算出しています。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役会長CEO (最高経営責任者)	加 藤 時 夫	
※取締役社長COO (最高執行責任者)	佐々木 拓 郎	
専 務 取 締 役	松 下 隆 行	生産本部・環境施設室・品質保証室 担当
常 務 取 締 役	黒 野 透	海外本部担当・海外本部長委嘱 日東工業(中国)有限公司董事長 株式会社キャドテック代表取締役
常 務 取 締 役	小 出 行 宏	営業本部・新規事業企画室担当
取 締 役	落 合 基 男	開発本部・テクニカルセンター担当
取 締 役	中 嶋 正 博	経営管理本部・経営企画室・内部統 制室・情報システム部担当、経営管 理本部長委嘱
社 外 取 締 役	二 宮 徳 根	
常 勤 監 査 役	坂 田 修	
社 外 監 査 役	鮎 澤 多 俊	東大手法律事務所所長弁護士 兼房株式会社社外取締役
社 外 監 査 役	原 田 稔	
社 外 監 査 役	新 海 雄 二	

(注) 1. ※印は代表取締役です。

2. 常勤監査役坂田 修氏は、昭和53年から平成20年まで当社の経理部門に在籍するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 当該事業年度中の取締役の地位・担当等の異動は次のとおりです。
  - ①平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会において、新たに小出行宏氏が取締役に選任され、就任しました。

- ②平成27年6月26日開催の取締役会において、取締役小出行宏氏は常務取締役を選定され、就任しました。
- ③平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、常務取締役伊藤邦弘氏は、任期満了となり退任しました。
- ④平成28年3月1日付けで、常務取締役黒野透氏の担当は海外本部担当、海外本部長委嘱となりました。
- ⑤平成28年3月1日付けで、常務取締役小出行宏氏の担当は営業本部・新規事業企画室担当となりました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としています。

## (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役	9名	278百万円
監査役	4名	33百万円
合 計 (うち社外役員)	13名 (4名)	311百万円 (22百万円)

- (注) 1. 上記には平成27年6月26日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでいます。なお、当事業年度末日現在の会社役員の数、取締役8名および監査役4名です。
2. 上記には、当事業年度に係る社外取締役1名を除く取締役7名に対する役員賞与58百万円を含んでいます。

#### (4) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針

取締役および監査役の報酬につきましては、各人の役位、職責、常勤、非常勤等を勘案するとともに、当社の業績や個人の実績を考慮したうえ、取締役報酬は取締役会で、監査役報酬は監査役会で決定しています。

また、当社は、平成27年6月26日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役除く）に対して、毎月の定期同額給与に加え、翌事業年度（平成28年3月期）において利益連動給与（法人税法第34条第1項第3号）を以下の算定方法に基づき支給することを決議しました。なお、全監査役より当該算定方法につき適正であると認められる旨を記載した書面を受領しています。

##### (利益連動給与の算定方法)

1. 利益連動給与の総額は、連結の利益連動給与控除前の純利益×0.79%とする。（10万円未満切捨）
2. ただし、利益連動給与の上限は84,800千円とする。
3. 各取締役への支給額は、次の算定方式によって計算する。（万円未満切捨）

$$\text{各取締役への支給額} = \text{利益連動給与の総額} \times \frac{\text{各取締役の役職別係数}}{\text{役職別係数の合計}}$$

役 位	係 数	上限金額（千円）
取締役会長	1.00	21,600
取締役社長	1.00	21,600
専務取締役	0.48	10,400
常務取締役	0.41	8,800
取締役	0.31	6,800

## (5) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者の重要な兼職状況および当社との関係  
社外監査役鮎澤多俊氏は東大手法律事務所の所長弁護士を兼任しています。なお、当社と同法律事務所の間には特別な関係はありません。
- ②他の法人等の社外役員等の重要な兼職状況および当社との関係  
社外監査役鮎澤多俊氏は兼房株式会社の社外取締役を兼任しています。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況	活動状況
社外取締役	二宮 徳根	取締役会 14回／14回 (100%)	主に技術者としての豊富な経験に基づく見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	鮎澤 多俊	取締役会 14回／14回 (100%) 監査役会 8回／9回 (89%)	主に弁護士としての法令に関する専門的な見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	原田 稔	取締役会 13回／14回 (93%) 監査役会 8回／9回 (89%)	主に企業経営に関する豊富な経験や見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	新海 雄二	取締役会 14回／14回 (100%) 監査役会 9回／9回 (100%)	主に企業経営に関する豊富な経験や見地から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

栄監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当社の会計監査人としての報酬等の額

40百万円

#### ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

40百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記金額にはこれらの合計額で記載しています。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査計画における監査時間、監査報酬の推移および過年度の監査実績の検証と評価ならびに会計監査人の職務遂行状況等を確認し、当事業年度の監査計画および監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任します。

### (5) 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社（「1.企業集団の現況に関する事項(5)重要な子会社の状況 ①重要な子会社の状況」に記載しています。）のうち、海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査（会社法又は金融商品取引法[これらの法律に相当する外国法令を含む]の規定によるものに限る。）を受けています。

## 6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループは、役職員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるために「日東工業グループ企業倫理綱領」を作成し、全役職員に配布して教育を実施する。また当社は、「内部統制規定」を定め、内部統制全体を統括する組織として、「内部統制委員会」を設置し、運用する。
- ②当社は、内部監査を担当する組織として取締役社長の直属に「監査室」を設置し、監査室は監査方針・監査計画・監査結果を監査役会に報告する。
- ③グループ全体における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期発見し、是正するため「内部通報制度（ヘルプライン）」を設置し、運用する。なお、報告者への不利益な取り扱いは禁止する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①当社は、経営会議等の議事録、稟議書その他職務執行に係る情報を「文書規定」に従い適切に保存・管理する。
- ②情報の管理については、「情報セキュリティ管理規定」に従い管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ①当社は、「内部統制委員会」を設置し、取締役社長の下にリスク管理体制を構築し、運用するとともに、主要なグループ各社のリスクの状況を管理する。下部組織として、「安全衛生委員会」「安全運転委員会」「環境保全委員会」「品質委員会」「改善推進委員会」等を設置し、運用する。
- ②平時においては、各委員会および各本部において、「経営リスク管理規定」に従いリスクの軽減等に取り組むとともに、有事においては、「緊急時対応要領」に従い会社全体として対応することとする。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ①当社は、執行役員制度により、取締役による監督機能の強化と機動的な業務執行を実現する。
- ②重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するため、取締役社長の諮問機関として「経営会議」を組織し、「経営会議規定」により円滑な運営をはかる。
- ③取締役は、執行役員の業務執行状況を監督するとともに、取締役会が経営方針・経営計画の進捗および実績を管理する。

#### **(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制**

- ①当社グループは、毎月「グループ経営会議」を開催し、主要なグループ各社の経営方針・経営計画の進捗および実績を管理するとともに、重要事項の報告や協議を実施する。
- ②グループ全体の業務の適正を確保するため内部監査制度の確保をはかり、内部監査を実施する。
- ③反社会的勢力に対しては、「日東工業グループ企業倫理綱領」に基づき毅然とした態度で排除する。

#### **(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

当社は、「監査室」の構成員を補助使用人とし、要請があれば監査役に係る業務に、優先して従事する。また監査役会の事務局業務も併せて担当する。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行う。

## **(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ①当社の取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時は、法令に従い、直ちに監査役に報告する。
- ②常勤監査役は、取締役会その他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人または子会社の取締役等にその説明を求めることとする。
- ③常勤監査役は、取締役社長、会計監査人ならびにグループ各社の監査役との協議を定期的実施する。
- ④内部通報制度の事務局は、内部通報の記録を監査役に報告する。
- ⑤監査室の責任者は、内部監査の実施状況または業務遂行の状況を監査役へ報告する。
- ⑥監査役は、「監査役監査基準」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。  
なお、監査費用については、監査役の請求に従い会社が負担する。

## **(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規定類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制基本方針書」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防および牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

(注) 「(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制」における「グループ経営会議」は、会議名称等が変更されていません。

## 「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」の運用状況

当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制に関して

- ① 「日東工業グループ企業倫理綱領」をグループの各役職員へ配布、コンプライアンス職場会や役職者へのeラーニングを実施して、コンプライアンス意識を高めることに努めました。
- ② 「内部通報制度（ヘルプライン）」をグループ内に設置し、通報内容を常勤監査役へ報告しています。制度全体の運用状況については「内部統制委員会」等で報告しています。

### (2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制に関して

- ① 各委員会ならびに各組織においてリスク管理体制の構築・運用を推進しており、グループ全体でのリスク把握・管理のため「内部統制委員会」において各取り組みを報告しています。
- ② 事業継続計画（BCP）の行動表に基づく訓練を実施しました。活動状況は「BCP委員会」等で報告し、事業継続体制の強化に努めました。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に関して

- ① 「取締役会」を毎月開催し、重要事項の決議や業務執行状況の報告を行っています。また社外取締役、社外監査役が選任され、独立の立場と見識からの発言が積極的に行われることで「取締役会」の活性化と監督機能の強化に努めています。
- ② 「経営会議」を毎月開催し、重要な意思決定に際しての事前協議の場として多面的な検討を行うほか、執行役員が業務執行状況の報告をすることで業務執行の機動性、効率性を高めるよう努めています。

**(4) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制に関して**

- ①グループ各社が参加する会議体を定期的に開催し、経営方針・経営計画の策定、進捗および実績管理、重要事項の報告や協議を実施しています。
- ②監査室は、当社ならびにグループ会社への内部監査を実施し、取締役社長等への監査報告会を行っています。また監査報告の内容は、監査役会へ報告しています。

**(5) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制に関して**

- ①常勤監査役は、「経営会議」などの主要会議に出席し必要な情報を得ています。また各監査役は、必要に応じて取締役、執行役員、使用人や子会社取締役と面談を行い、必要な報告を受けています。
- ②常勤監査役は、取締役社長、会計監査人、グループ各社の監査役との協議を実施し、連携を強化しています。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>100,106</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>20,959</b>
<b>流動資産</b>	<b>61,921</b>	<b>流動負債</b>	<b>19,469</b>
現金及び預金	13,765	支払手形及び買掛金	10,543
受取手形及び売掛金	26,844	短期借入金	814
有価証券	8,999	1年内返済予定の長期借入金	333
商品及び製品	5,123	リース債務	48
仕掛品	2,291	未払法人税等	1,231
原材料及び貯蔵品	2,818	賞与引当金	2,064
繰延税金資産	1,191	役員賞与引当金	17
その他	1,026	その他	4,416
貸倒引当金	△ 138	<b>固定負債</b>	<b>1,490</b>
<b>固定資産</b>	<b>38,184</b>	長期借入金	98
<b>有形固定資産</b>	<b>26,473</b>	長期未払金	55
建物及び構築物	10,236	リース債務	111
機械装置及び運搬具	4,342	環境対策引当金	4
土地	10,344	退職給付に係る負債	523
建設仮勘定	570	資産除去債務	81
リース資産	130	繰延税金負債	253
その他	849	その他	361
<b>無形固定資産</b>	<b>5,440</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>79,146</b>
のれん	5,156	<b>株主資本</b>	<b>78,429</b>
その他	284	資本金	6,578
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,270</b>	資本剰余金	7,215
投資有価証券	3,244	利益剰余金	66,909
不動産信託受益権	1,449	自己株式	△ 2,274
長期預金	500	その他の包括利益累計額	708
退職給付に係る資産	34	その他有価証券評価差額金	1,277
繰延税金資産	436	為替換算調整勘定	177
その他	801	退職給付に係る調整累計額	△ 747
貸倒引当金	△ 196	非支配株主持分	9
<b>合 計</b>	<b>100,106</b>	<b>合 計</b>	<b>100,106</b>

# 連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科 目	金	額
	百万円	百万円
売上高		108,463
売上原価		78,081
売上総利益		30,381
販売費及び一般管理費		19,116
営業利益		11,264
営業外収益		
受取利息	37	
受取配当金	70	
仕入割引	25	
受取家賃	52	
不動産信託受益権収入	97	
その他の	157	438
営業外費用		
支払利息	4	
売上割引	518	
為替差損	172	
その他の	70	766
経常利益		10,937
特別利益		
固定資産売却益	58	
国庫補助金	50	
投資有価証券売却益	118	
投資有価証券償還益	52	
新株予約権戻入益	1	281
特別損失		
固定資産除売却損	40	
固定資産圧縮損	49	90
税金等調整前当期純利益		11,128
法人税、住民税及び事業税	3,326	
法人税等調整額	399	3,726
当期純利益		7,402
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		7,402

## 連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年4月1日残高	6,578	7,197	62,053	△ 2,338	73,491
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△ 2,547		△ 2,547
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			7,402		7,402
自 己 株 式 の 取 得				△ 2	△ 2
自 己 株 式 の 処 分		18		67	85
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	18	4,855	64	4,938
平成28年3月31日残高	6,578	7,215	66,909	△ 2,274	78,429

項 目	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年4月1日残高	1,418	439	△ 439	1,417	17	-	74,926
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△ 2,547
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益							7,402
自 己 株 式 の 取 得							△ 2
自 己 株 式 の 処 分							85
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△ 140	△ 261	△ 307	△ 709	△ 17	9	△ 717
連結会計年度中の変動額合計	△ 140	△ 261	△ 307	△ 709	△ 17	9	4,220
平成28年3月31日残高	1,277	177	△ 747	708	-	9	79,146

## 連結注記表

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 20社
- (2) 主要な連結子会社名 (株)新愛知電機製作所、東北日東工業(株)、(株)大洋電機製作所、(株)キャドテック、日東スタッフ(株)、J B P - I (株)、サンテレホン(株)、タキオン(株)、南海電設(株)、日東工業(中国)有限公司、ELETTO(THAILAND)CO.,LTD、Gathergates Group Pte Ltd、NITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTD

当連結会計年度より、重要性が増したNITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTDを連結の範囲に含めています。また、平成27年11月30日付で全株式を取得し子会社化したGathergates Group Pte Ltd及びその子会社7社を連結の範囲に含めています。

- (3) 主要な非連結子会社名 (株)愛電サービス、International Switching Equipment Inc.  
(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しています。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない主要な非連結子会社(株)愛電サービス、International Switching Equipment Inc.)は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しています。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、ELETTO(THAILAND)CO.,LTD、日東工業(中国)有限公司、NITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTD、Gathergates Group Pte Ltd及びその子会社7社、J B P - I (株)の決算日は12月31日です。連結計算書類作成にあたっては、ELETTO(THAILAND)CO.,LTD及び日東工業(中国)有限公司については、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの損益計算書及び平成27年12月31日現在の貸借対照表、NITTO KOGYO TRADING(THAILAND)CO.,LTDについては平成27年4月1日から平成27年12月31日までの損益計算書及び平成27年12月31日現在の貸借対照表、Gathergates Group Pte Ltd及びその子会社7社については、平成27年12月31日現在の貸借対照表を使用しています。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、J B P - I (株)については、連結会計年度末日を決算日として仮決算を行った計算書類を基礎としています。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

###### ② たな卸資産

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については主に定額法）

主な耐用年数

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

###### ② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法）

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

###### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充当するため当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。

###### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度負担額を計上しています。

###### ④ 環境対策引当金

P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分に関する支出に備えるため、今後発生する処分費用の見込額を計上しています。

##### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

###### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

###### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしています。

###### ③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

- (5) のれんの償却方法及び償却期間  
のれんの償却については、(株)新愛知電機製作所は5年間、サンテレホン(株)、南海電設(株)及び(株)大洋電機製作所は8年間の均等償却を行っています。なお、Gathergates Group Pte Ltdののれん償却については、平成27年12月31日をみなし取得日としているため、翌連結会計年度より8年間の均等償却を行うこととしています。
- (6) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。
- (7) 信託財産の会計処理の方法  
信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は営業外収益の「不動産信託受益権収入」勘定及び営業外費用の「その他」に含めて処理しています。また、収益及び費用の認識基準は発生基準によっています。  
なお、信託建物（附属設備を除く）の減価償却の方法については、定額法を採用しています。

#### (会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しは企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しています。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っています。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しています。この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ103百万円減少しています。

## 連結貸借対照表に関する注記

### 1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

建物及び構築物	247百万円
土地	119
計	<u>366</u>

#### (2) 担保に係る債務

一年以内返済予定の長期借入金	123百万円
長期借入金	98
計	<u>222</u>

### 2. 有形固定資産の減価償却累計額

64,173百万円

(注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。

### 3. 受取手形裏書譲渡高

195百万円

### 4. 国庫補助金受入による有形固定資産（建物、構築物、機械装置）の圧縮記帳累計額は437百万円です。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（千株）	43,000	—	—	43,000

### 2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	2,611,776	1,144	75,020	2,537,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 1,144株

減少数の内訳は、次のとおりです。

ストック・オプションの行使による減少 75,000株

単元未満株式の買増請求による減少 20株

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,130	28	平成27年3月31日	平成27年6月29日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	1,416	35	平成27年9月30日	平成27年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの平成28年6月29日開催の定時株主総会において、次の議案を付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	890	22	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については元本確保を優先し、安全性の高い預金や高格付の金融商品に限定し、資金調達については銀行並びにグループ企業間からの借入による方針としています。

それぞれのリスクについては、与信管理規定及び資金運用規定に沿ってリスク低減を図るとともに、上場株式等については定期的に把握された時価が取締役に報告されています。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	13,765	13,765	－
(2) 受取手形及び売掛金	26,844	26,844	－
貸倒引当金	△ 138	△ 138	－
	26,705	26,705	－
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	4,999	5,000	0
その他有価証券	7,041	7,040	△ 0
(4) 長期預金	500	506	6
資産合計	53,012	53,018	5
(1) 支払手形及び買掛金	10,543	10,543	－
(2) 短期借入金	814	814	－
(3) 未払費用	2,552	2,552	－
負債合計	13,910	13,910	－

- (注) 1. 非上場株式（連結貸借対照表計上額202百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」に含めていません。
2. 時価の算定方法については、短期間で決済され帳簿価額と時価がほぼ等しい資産及び負債は、当該帳簿価額により、有価証券及び投資有価証券、並びに長期預金は、市場価格や取引相場価額、取引金融機関の提示価格等によっています。

## 賃貸等不動産に関する注記

- 賃貸等不動産の状況に関する事項  
当社グループは、東京都及びその他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しています。なお、賃貸オフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としています。
- 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,544	△ 15	1,529	2,562

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額です。  
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）です。

## 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 1,955円84銭  
1株当たり当期純利益金額 183円00銭  
「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用しています。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額はそれぞれ2円56銭減少しています。

## 企業結合に関する注記

取得による企業結合

### (1) 企業結合の概要

- 被取得企業の名称及び事業の内容  
被取得企業の名称 Gathergates Group Pte Ltd  
事業の内容 分・配電盤、制御盤、メーターボックスの製造・販売
- 企業結合を行った主な理由  
当社グループは、成長著しい東南アジアにおいて配電盤のビジネスを構築するため、タイでの内資型販社の設立を皮切りに、東南アジアでのマーケティング強化と製品の供給体制の整備を行っています。  
一方、シンガポール上場企業であるNatural Cool Holdings Ltdの100%子会社であったGathergates社は、シンガポール、マレーシアを主要マーケットとし、分・配電盤、制御盤等を製造・販売する企業グループです。今回の子会社化を通して、当社グループはグローバル化する日系企業および急成長する東南アジア市場へ貢献できるような体制を構築し、新しい価値の創造に取り組んでいきます。
- 企業結合日  
平成27年11月30日 (株式取得日)  
平成27年12月31日 (みなし取得日)
- 企業結合の法的形式  
株式取得
- 結合後企業の名称  
変更はありません。

- ⑥ 取得した議決権比率  
100%
- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠  
現金を対価とした株式の取得により、当社が議決権比率を100%所有したためです。
- (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間  
平成27年12月31日をみなし取得日としているため、対象期間はありません。
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
- |       |    |          |
|-------|----|----------|
| 取得の対価 | 現金 | 2,961百万円 |
| 取得原価  |    | 2,961    |
- (4) 主要な取得関連費用の内容及び金額  
成功報酬、調査費用等 103百万円
- (5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
- ① 発生したのれんの金額  
2,239百万円
- ② 発生原因  
主として期待される将来の収益力に関連して発生したものです。
- ③ 償却方法及び償却期間  
8年間にわたる均等償却
- (6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
- |      |          |
|------|----------|
| 流動資産 | 2,586百万円 |
| 固定資産 | 665      |
| 資産合計 | 3,251    |
| 流動負債 | 2,484    |
| 固定負債 | 115      |
| 負債合計 | 2,600    |
- (7) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法
- |      |          |
|------|----------|
| 売上高  | 4,395百万円 |
| 営業損失 | 389      |
- (概算額の算定方法)  
概算額の算定については、企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報と、当社の連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を影響の概算額としています。また、企業結合時に認識されたのれんが当連結会計年度の開始の日に発生したものととして償却額を算定しています。なお、影響の概算額については監査証明を受けていません。

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
<b>(資産の部)</b>	<b>87,613</b>	<b>(負債の部)</b>	<b>9,887</b>
<b>流動資産</b>	<b>39,350</b>	<b>流動負債</b>	<b>9,567</b>
現金及び預	6,490	買掛金	3,588
受取手形	4,076	未払金	1,280
有価証券	8,999	未払費用	2,074
商品及び製	3,584	未払法人税等	857
仕掛品	1,973	リース債務	33
材料及び貯蔵	1,747	預り金	75
前払費用	2	賞与引当金	1,657
繰延税金資産	681	<b>固定負債</b>	<b>320</b>
関係会社短期貸付金	1,514	長期未払金	41
未収入金	938	リース債務	89
その他の金	136	環境対策引当金	4
貸倒引当金	△ 70	資産除去債務	81
<b>固定資産</b>	<b>48,262</b>	その他	103
<b>有形固定資産</b>	<b>21,178</b>	<b>(純資産の部)</b>	<b>77,725</b>
建築物	7,781	<b>株主資本</b>	<b>76,473</b>
機械及び装置	580	資本金	6,578
車両運搬具	3,312	資本剰余金	7,215
工具、器具及び備品	32	資本準備金	6,986
土地	509	その他資本剰余金	228
建設仮勘定	8,331	自己株式処分差益	228
リース資産	507	<b>利益剰余金</b>	<b>64,953</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>145</b>	利益準備金	833
ソフトウェア	122	その他利益剰余金	64,119
その他	22	特別償却準備金	480
<b>投資その他の資産</b>	<b>26,938</b>	圧縮記帳積立金	131
有価証券	2,974	別途積立金	32,490
関係会社株式	18,448	繰越利益剰余金	31,017
関係会社出資金	1,781	<b>自己株式</b>	△ 2,274
関係会社長期貸付金	150	評価・換算差額等	1,252
破産更生債権等	0	その他有価証券評価差額金	1,252
長期前払費用	84		
不動産信託受益権	1,449		
長期預金	500		
前払年金費用	1,103		
繰延税金資産	234		
その他の金	218		
貸倒引当金	△ 5		
<b>合 計</b>	<b>87,613</b>	<b>合 計</b>	<b>87,613</b>

# 損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科 目	金 額
	百万円
売 上 高	74,304
売 上 原 価	50,896
売 上 総 利 益	23,407
販売費及び一般管理費	13,972
営 業 利 益	9,435
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	44
有 価 証 券 利 息	11
受 取 配 当 金	439
仕 入 割 引	12
受 取 家 賃	236
不 動 産 信 託 受 益 権 収 入	97
そ の 他	163
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	3
売 上 割 引	540
為 替 差 損	162
そ の 他	135
経 常 利 益	9,599
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	2
国 庫 補 助 金	32
投 資 有 価 証 券 売 却 益	116
新 株 予 約 権 戻 入 益	1
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 売 却 損	12
固 定 資 産 圧 縮 損	32
税引前当期純利益	9,706
法人税、住民税及び事業税	2,809
法 人 税 等 調 整 額	235
当 期 純 利 益	6,661

# 株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

項 目	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	百万円 6,578	百万円 6,986	百万円 210	百万円 7,197
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				
圧縮記帳積立金の取崩				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			18	18
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	18	18
平成28年3月31日残高	6,578	6,986	228	7,215

項 目	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金								
	利益準備金	その他利益剰余金			繰越利益剰余金	利益剰余金 合計			
平成27年4月1日残高	百万円 833	百万円 560	百万円 132	百万円 32,490	百万円 26,821	百万円 60,838	百万円 △2,338	百万円 72,275	
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の取崩		△ 80			80	-		-	
圧縮記帳積立金の取崩			△ 0		0	-		-	
剰余金の配当					△2,547	△2,547		△2,547	
当期純利益					6,661	6,661		6,661	
自己株式の取得							△ 2	△ 2	
自己株式の処分							67	85	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	△ 80	△ 0	-	4,196	4,114	64	4,197	
平成28年3月31日残高	833	480	131	32,490	31,017	64,953	△2,274	76,473	

項 目	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
平成27年4月1日残高	百万円 1,349	百万円 1,349	百万円 17	百万円 73,642
事業年度中の変動額				
特別償却準備金の取崩				—
圧縮記帳積立金の取崩				—
剰余金の配当				△ 2,547
当期純利益				6,661
自己株式の取得				△ 2
自己株式の処分				85
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△ 97	△ 97	△ 17	△ 114
事業年度中の変動額合計	△ 97	△ 97	△ 17	4,082
平成28年3月31日残高	1,252	1,252	—	77,725

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
子会社株式	総平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)
時価のないもの	総平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)	定率法（ただし、建物（附属設備を除く）については定額法） 主な耐用年数 建物及び構築物 3～60年 機械装置及び車両運搬具 2～17年
無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法（自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法）
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 定額法（リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法）

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金	売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に充当するため当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理し、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理することとしています。 なお、当事業年度末においては、年金資産の見込額及び期末未認識項目の合計額が退職給付債務を上回ったため、「前払年金費用」として投資その他の資産に計上しています。
環境対策引当金	P C B（ポリ塩化ビフェニル）の処分に関する支出に備えるため、今後発生する処分費用の見込額を計上しています。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の個別貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なっています。個別貸借対照表上、年金資産の額から退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額を控除した額を前払年金費用に計上しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(7) 信託財産の会計処理の方法

信託銀行から送付されてくる決算報告書に基づき、貸借対照表項目は「不動産信託受益権」勘定として処理し、損益計算書項目は営業外収益の「不動産信託受益権収入」勘定及び営業外費用の「その他」に含めて処理しています。また、収益及び費用の認識基準は発生基準によっています。

なお、信託建物（附属設備を除く）の減価償却の方法については、定額法を採用しています。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しています。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更しています。企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項（4）及び事業分離等会計基準第57-4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しています。

なお、この変更による計算書類に与える影響額はありません。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 58,646百万円  
 (注) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれています。
- (2) 保証債務  
 他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っています。  
 Gathergates Group Pte Ltd 920百万円  
 その他 313  
 計 1,234
- (3) 関係会社に対する短期金銭債権 848百万円  
 (4) 関係会社に対する短期金銭債務 830百万円  
 (5) 国庫補助金受入による有形固定資産（建物、構築物、機械装置）の圧縮記帳累計額は332百万円です。

3. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高  
 売上高 2,685百万円  
 仕入高 4,553  
 営業取引以外の取引高 837

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,611,776	1,144	75,020	2,537,900

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりです。

単元未満株式の買取りによる増加 1,144株

減少数の内訳は、次のとおりです。

ストック・オプションの行使による減少 75,000株

単元未満株式の買増請求による減少 20株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

子会社出資金評価損	747百万円
賞与引当金	501
減価償却費	478
未払事業税	78
投資有価証券評価損	96
未払費用	69
貸倒引当金	23
資産除去債務	24
一括償却資産	14
未払役員退職金	12
その他	19
繰延税金資産小計	2,066
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	2,066

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 538
前払年金費用	△ 331
特別償却準備金	△ 207
圧縮記帳積立金	△ 56
その他	△ 16
繰延税金負債合計	△ 1,150
繰延税金資産の純額	916

6. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	ELETTO(THAILAND) CO.,LTD	所有 100.0%	・当社製品・部品の製造 ・役員の兼職等	・資金の貸付(注) 1 ・資金の回収	649 996	短期貸付金	768
	Gathergates Group Pte Ltd	所有 100.0%	・役員の兼職等	・債務保証(注) 2 ・増資の引受	920 160	—	—

(注) 1. 貸付金の金利は、市場金利を勘案して合理的に決定しています。なお、担保は受け入れていません。

2. Gathergates Group Pte Ltdの銀行借入につき、債務保証を行っています。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,920円95銭
1株当たり当期純利益金額	164円69銭

(注) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

日東工業株式会社  
取締役会 御中

栄 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 玉置 浩一 ㊟

業務執行社員 公認会計士 林 浩史 ㊟

代表社員 公認会計士 米川ひかり ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日東工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日東工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

日東工業株式会社  
取締役会 御中

栄 監 査 法 人  
代 表 社 員 公認会計士 玉置 浩一 ㊟  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 林 浩史 ㊟  
代 表 社 員 公認会計士 林 浩史 ㊟  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 米川ひかり ㊟  
代 表 社 員 公認会計士 米川ひかり ㊟  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 米川ひかり ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日東工業株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および栄監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

日東工業株式会社 監査役会

常勤監査役	坂田	修	㊦
社外監査役	鮎澤	多俊	㊦
社外監査役	原田	稔	㊦
社外監査役	新海	雄二	㊦

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営の重要政策の一つと位置づけ、安定的な配当の継続を基本に業績および配当性向などを総合的に勘案しながら成果の配分を実施することとしております。

上記の方針に基づき、当期の期末配当につきましては、1株につき22円とさせていただきますと存じます。

これにより、中間配当金（1株につき35円）を加えた年間配当金は、1株につき57円となります。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき22円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は890,166,200円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月30日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役(複数の社外取締役を含む。)に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

- (2) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条第2項(取締役の責任免除)の一部を変更するものであります。

なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。

- (3) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更のほか、字句の修正、現行規定内容等の明確化、その他所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本定款変更は本定時株主総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(総会の議長) 第15条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。</u> 2. (条文省略)</p> <p>第16条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の数) 第19条 当社の取締役は、12名以内とする。  (新設)</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (削除)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式 第6条～第12条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会の招集権者および議長) 第15条 <u>株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2. (現行どおり)</p> <p>第16条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、12名以内とする。 2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p> <p>4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第21条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役) 第22条 取締役会は、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)の中から、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役) 第23条 取締役会は、<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)の中から、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規定による。</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の運営については、取締役会で定める取締役会規程による。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の数)</p>	(削除)
<p>第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	(削除)
<p>(監査役の選任)</p>	
<p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	(削除)
<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	
<p>(監査役の任期)</p>	
<p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	(削除)
<p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	
<p>(常勤の監査役)</p>	
<p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会)</p>	
<p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p>	(削除)
<p>2. 前項のほか、監査役会の運営については、監査役会で定める監査役会規定による。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日より3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の場合には、この日数を短縮することができる。</p> <p>2. 前項のほか、監査等委員会の運営については、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第6章 計 算 第34条～第37条 (条文省略)</p> <p>(新設) (新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第6章 計 算 第31条～第34条 (現行どおり)</p> <p>附 則 第1条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第2条 <u>前条および本条は、平成38年6月29日をもって削除する。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役8名全員は、会社法第332条第7項第1号の定めに従い、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

（下線は現在の地位、担当および重要な兼職の状況）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かとうときお 加藤時夫 (昭和28年6月10日生)	昭和57年4月 当社入社 昭和62年7月 当社経理部長 昭和62年8月 当社取締役 平成4年3月 当社生産本部副本部長 平成10年7月 当社営業本部副本部長 平成15年6月 当社常務取締役 当社管理本部副本部長 平成17年6月 当社取締役社長 平成20年6月 <u>当社取締役会長CEO</u> <u>(最高経営責任者)</u>	2,552株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      営業や生産、経営管理部門などにおける職務経験や経営者としての豊富な経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	ささき たく ろう 佐々木 拓 郎 (昭和31年5月5日生)	昭和54年4月 株式会社日本興業銀行入 行 平成16年4月 株式会社みずほコーポレ ート銀行関西金融法人部 長 平成19年3月 当社入社 当社販売管理部長 平成19年6月 当社経営企画室長 平成20年3月 当社東京支店長 平成20年6月 当社執行役員 平成21年3月 当社総務部長 平成21年6月 当社取締役 平成21年10月 当社営業本部副本部長 平成24年3月 当社生産本部副本部長 平成24年6月 当社常務取締役 当社海外本部長 平成25年6月 当社経営管理本部担当 平成26年6月 <u>当社取締役社長C〇〇</u> <u>(最高執行責任者)</u>	12,936株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 金融業界での長年にわたる職務経験や、当社での営業や生産、海外、経営 管理部門などにおける職務経験および経営者としての豊富な経験に基づき、 当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役 として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	<p style="text-align: center;">くろ の とおる 黒 野 透 (昭和34年3月2日生)</p>	<p>昭和56年4月 当社入社 平成14年3月 当社第一開発部長 平成17年3月 当社機器商品部長 平成20年6月 当社経営企画室担当部長 平成21年3月 当社MA開発本部副本部 長兼テクニカルセンター 長 平成21年6月 当社執行役員 当社MA開発本部長 平成21年10月 当社テクニカルセンター 担当 平成22年3月 当社開発本部長 平成23年6月 当社取締役 平成25年3月 当社国際部長 平成25年6月 当社開発本部担当 平成26年6月 当社常務取締役 当社海外本部担当 平成26年12月 当社海外本部長兼国際部 長 (重要な兼職の状況) 日東工業(中国)有限公司 董事長 株式会社キャドテック代表取締役</p>	12,402株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 生産や開発、海外部門などにおける豊富な職務経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	こ いで ゆき ひろ 小 出 行 宏 (昭和33年10月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成14年3月 当社技術企画室長 平成17年3月 当社販売企画室長 平成19年3月 当社第一開発部長 平成21年3月 当社商品企画部長 平成22年6月 当社執行役員 平成24年3月 当社ソリューション統括部長 平成24年6月 当社取締役 当社営業本部副本部長 平成25年4月 サンテレホン株式会社代表取締役社長 平成27年6月 当社常務取締役 当社営業本部担当 平成28年3月 当社新規事業企画室担当	8,445株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  開発や営業部門などにおける豊富な職務経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	おち あい もと お 落 合 基 男 (昭和34年1月1日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年3月 当社第二開発部長 平成22年3月 当社機材事業部長 平成23年6月 当社執行役員 平成24年6月 当社菊川工場長 平成25年6月 当社開発本部長 平成26年6月 当社取締役 当社開発本部担当 テクニカルセンター担当	5,057株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>  生産や開発部門などにおける豊富な職務経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	なか じま まさ ひろ <b>中 嶋 正 博</b> (昭和31年10月7日生)	昭和54年4月 株式会社東海銀行入行 平成19年3月 株式会社三菱東京UFJ 銀行浄心支店長 平成22年3月 当社入社 当社総務部長 平成24年6月 当社執行役員 平成25年4月 当社経営管理本部長 平成26年6月 当社取締役 <u>当社経営管理本部担当</u> <u>経営企画室担当</u> <u>内部統制室担当</u> <u>情報システム部担当</u>	3,157株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 金融業界での長年にわたる職務経験や、当社での経営管理部門などにおける職務経験に基づき、当社経営の意思決定と監督を適切に遂行していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものといたします。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

(下線は現在の地位および重要な兼職の状況)

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ さかた おさむ 坂田 修 (昭和24年10月27日生)	昭和48年4月 当社入社 平成14年3月 当社経理部長 平成20年6月 当社常勤監査役	10,819株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 長年にわたり当社経理部門に在籍するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、企業財務に関する知見が当社経営意思決定のさらなる健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する 当社株式の数
2	※ しん かい ゆう じ 新 海 雄 二 (昭和24年7月28日生)	昭和48年 4 月 豊田通商株式会社入社 平成 5 年 6 月 TOYOTA TSUSHO MINING (AUSTRALIA)PTY LTD. 取締役社長 平成12年 4 月 豊田通商株式会社 秘書室室長 平成16年10月 TOYOTA TSUSHO U.K.LTD. 取締役副社長 平成20年 6 月 豊田ケミカルエンジニ アリング株式会社常勤 監査役 平成24年 6 月 当社社外監査役	1,151株
<b>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</b> 長年にわたる海外での職務経験や会社経営者としての見地から当社経営に 関して適切な助言・提言をいただいております、当社経営意思決定のさらなる健 全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、監査等 委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	※ にのみやのりね 二宮徳根 (昭和29年2月23日生)	昭和52年4月 トヨタ車体株式会社入社 平成12年2月 同社ボデー設計部第3ボデー設計室長 平成18年2月 同社特装・福祉設計部長 平成20年6月 同社執行役員 特装・福祉部門担当 平成23年6月 同社顧問 平成23年9月 株式会社ダイフク技術顧問 平成26年6月 当社社外取締役	478株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由および職務を適切に遂行することができる判断した理由】</p> <p>長年にわたる技術者としての専門的な知識と豊富な経験を有し、当社経営に関して貴重な意見、助言をいただいております。当社経営意思決定のさらなる健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。</p>			
4	※ いわさひでふみ 岩佐英史 (昭和26年12月19日生)	昭和50年4月 キリンビール株式会社入社 平成16年9月 同社マーケティング部長 平成20年3月 同社執行役員 中部圏統括本部長 平成22年3月 同社常務取締役 サプライチェーンマネジメント(SCM)本部長 平成23年3月 同社代表取締役副社長 営業本部長兼SCM本部長 平成25年4月 明治大学専門職大学院 グローバル・ビジネス 研究科講師 平成27年7月 当社顧問	0株
<p>【監査等委員である取締役候補者とした理由】</p> <p>長年にわたるマーケティングや広報における専門的な知識と豊富な経験を有していることや、会社経営の経験者としての見地から当社経営に関して適切な助言・提言をいただくことで、当社経営意思決定のさらなる健全性・適正性の確保と透明性の向上に資すると期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 坂田 修氏は、原案どおり選任が承認された場合、非業務執行取締役となります。なお、この場合、第2号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
4. 社外取締役候補者に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 当社は新海雄二氏、二宮徳根氏の両氏との間で、上記と同じ内容の責任限定契約を締結しております。本総会において両氏の選任が原案どおり承認された場合、あらためて本契約を締結する予定であります。
- また、岩佐英史氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で、上記と同じ内容の責任限定契約を締結する予定であります。
- (2) 岩佐英史氏は、平成27年7月より、当社から広報活動などのアドバイザー一顧問として報酬を受けており、平成28年6月までその報酬を受ける予定であります。
- (3) 当社は、新海雄二氏、二宮徳根氏の両氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所（以下、総称して証券取引所）に対し、独立役員として届け出ております。両氏の選任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、岩佐英史氏につきましても、独立役員として届ける予定であります。
- なお、3氏においては、当社が定める「独立社外取締役の独立性判断基準および資質」（詳細は下記に記載しています。）についても条件を満たしております。

#### **〔当社独自の独立社外取締役の独立性判断基準および資質〕**

当社では、会社法の定める社外取締役の要件や証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の当社独自の独立性判断基準で独立社外取締役の候補者を選定しております。

その内容は次のとおりであります。

- ①当社との年間取引額が取引先の連結売上高2%を超える主要な取引先（主に販売先）の業務執行者（※）でないこと。
- ②当社との年間取引額が当社の連結売上高2%を超える主要な取引先（主に仕入先）の業務執行者でないこと。
- ③当社から役員報酬以外に1事業年度当たり1,000万円を超える金銭（団体の場合は当該団体の総収入の2%以上の額の金銭）、その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家など専門的サービスを提供する者でないこと。（団体である場合には、当該団体において業務執行者ではないこと。）
- ④総議決権の10%を超える当社の大株主または、当該株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者でないこと。
- ⑤上記①から④に最近5年間において該当していないこと。

なお、上記①から⑤のいずれかに抵触する場合であっても、その他の事由により当該人物が独立性を有すると判断される場合は、社外取締役候補者選定時にその理由を説明することとする。

※業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、部長格以上の上級管理職である使用人とする。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額4億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額4億円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額8,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力発生を条件として生じるものいたします。

## 第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である栄監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の規模、経験等の職務遂行能力および独立性、内部管理体制等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

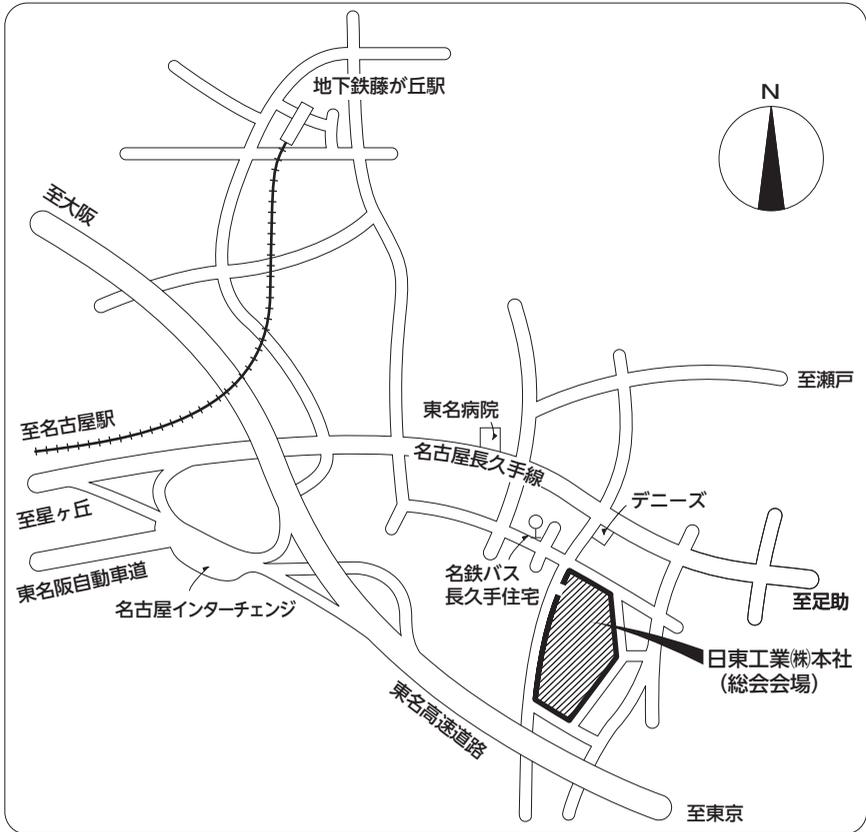
会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成28年3月31日現在)

名 称	有限責任 あずさ監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都新宿区津久戸町1番2号
	その他の事務所	札幌、仙台、北陸、北関東、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡
沿 革	昭和60年7月 平成5年10月	監査法人朝日新和会計社設立 井上斎藤英和監査法人(昭和53年4月設立)と合併し、名称を朝日監査法人とする。
	平成16年1月	あずさ監査法人(平成15年2月設立)と合併し、名称をあずさ監査法人とする。
	平成22年7月	有限責任 監査法人に移行し、名称を「有限責任 あずさ監査法人」に変更
概 要	構 成 人 員	[ ]非常勤を含めた総人員数
	公認会計士	3,036名 [3,126名] (代表社員30名、社員517名)
	会計士補	11名 [11名]
	会計士試験合格者	1,177名 [1,352名]
	専 門 員	762名 [766名] (特定社員35名、うち代表社員1名)
	その 他 職 員	592名 [621名]
	合 計	5,578名 [5,876名]
	クライアント数	監査証明業務 3,462社 (金商法・会社法774、金商法40、会社法1,339、学校法人61、労組20、その他の法定497、その他の任意731)
		その他の業務 1,667社
	資 本 金	3,000百万円

以 上

# 株主総会会場ご案内略図



## 〈会場住所〉

愛知県長久手市蟹原2201番地

## 〈交通機関〉

株主総会会場までの公共交通機関は次のとおりです。

地下鉄東山線藤が丘駅南口前（3番出口）より

名鉄バス〔トヨタ博物館前〕〔星ヶ丘〕〔愛知淑徳大学〕行きのいずれかに乗車、  
〔長久手住宅〕停留所下車 徒歩約3分

※当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

